

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

新	旧
<p>(約款の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p>	<p>(約款の趣旨) 第1条 (省 略)</p>
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出) 第2条1～3 (現行どおり)</p> <p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 (現行どおり)</p>	<p>(未成年者口座開設届出書等の提出) 第2条1～3 (省 略)</p> <p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 (省 略)</p>
<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等を行います。この約款の第17条から第19条、第21条および第26条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録ま</p>	<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等を行います。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記帳または保管の委託に</p>

たは保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 (現行どおり)
- ① (現行どおり)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ (現行どおり)
- 2① (現行どおり)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ (現行どおり)

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(未成年者口座にかかる投資信託の取扱い)

関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託は、当該記帳または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 (省 略)
- ① (省 略)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ (省 略)
- 2① (省 略)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ (省 略)

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(未成年者口座にかかる投資信託の取扱い)

第7条 (現行どおり)

(課税未成年者口座等への移管)

第8条 (現行どおり)

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① (現行どおり)
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第19条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと
- ③～④ (現行どおり)

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第10条 (現行どおり)

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第11条 (現行どおり)

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管にかかるものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。以下同じ。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(継続管理勘定への移管)

第13条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたしま

第7条 (省 略)

(課税未成年者口座等への移管)

第8条 (省 略)

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① (省 略)
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第18条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと
- ③～④ (省 略)

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第10条 (省 略)

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第11条 (省 略)

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管にかかるものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(追 加)

す。

2 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

(出国時の取扱い)

第14条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2～3 (現行どおり)

(課税未成年者口座の設定)

第15条 課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座またはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないもの)に限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第16条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第17条から第19条および第21条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託にかかる口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号ま

(出国時の取扱い)

第13条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2～3 (省略)

(課税未成年者口座の設定)

第14条 課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないもの)に限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第15条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条および第20条において同じ。)の振替口座簿への記帳もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記帳もしくは保管の委託または預入れもしくは預託にかかる口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記帳もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号ま

たは同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第 18 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかる譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 19 条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① (現行どおり)
- ② 当該上場株式等の第 17 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り)または贈与をしないこと
イ～ホ (現行どおり)
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
- ④ (現行どおり)

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第 20 条 第 18 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 21 条 (現行どおり)
2 前項の場合において、廃止される特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

たは同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第 17 条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等にかかる譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 18 条 課税未成年者口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① (省 略)
- ② 当該上場株式等の第 16 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り)または贈与をしないこと
イ～ホ (省 略)
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
- ④ (省 略)

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第 19 条 第 17 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 20 条 (省 略)
2 前項の場合において、廃止される特定口座にかかる振替口座簿に記帳または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第 22 条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 17 条および第 21 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

(課税未成年者口座への入出金処理)

第 23 条 (現行どおり)
2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、お客さま名義の証券口座へ移管することといたします。なお、成人以降はお客さま名義の預貯金口座へ出金することも可能です。
3 前項に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
4～6 (現行どおり)

(代理人による取引の届出)

第 24 条 (現行どおり)

(取引残高の通知)

第 25 条 (現行どおり)

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

第 26 条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 16 条に規定する上場株式等をいいます。
2～3 (現行どおり)

(テレフォントレード)

第 27 条 (現行どおり)

(基準年以降の手続き等)

第 28 条 (現行どおり)

(非課税口座のみなし開設)

第 29 条 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。
2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日に

(出国時の取扱い)

第 21 条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 16 条および第 20 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

(課税未成年者口座への入出金処理)

第 22 条 (省 略)
2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、お客さま名義の証券口座へ移管することといたします。
(追 加)
3 各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
4～6 (省 略)

(代理人による取引の届出)

第 23 条 (省 略)

(取引残高の通知)

第 24 条 (省 略)

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

第 25 条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 15 条に規定する上場株式等をいいます。
2～3 (省 略)

(テレフォントレード)

第 26 条 (省 略)

(基準年以降の手続き等)

第 27 条 (省 略)

(非課税口座のみなし開設)

第 28 条 2017 年から 2028 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。
2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日に

において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第30条①～④ (現行どおり)

- ⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第14条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）
租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第14条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合
その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

(約款の改定)

第31条 (現行どおり)

2023年11月

において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第29条①～④ (省 略)

- ⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）
租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合
その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

(約款の改定)

第30条 (省 略)

2023年1月

以上